

精神保健福祉部会の運営に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する精神保健福祉部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事例検討を通じて精神障がい者への支援のあり方等を検討すること。
- (2) 法律や制度、社会資源について学習し、情報を共有することで福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。
- (3) 医療機関等との連携について協議し、支援力の向上をはかること。
- (4) 精神障がいに係る知識の普及、啓発等正しい理解を促進すること。
- (5) その他部会長が必要と認めること。

(構成員の資格)

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
自立訓練事業所
共同生活援助事業所
居宅介護事業所
同行援護事業所
生活介護事業所
短期入所事業所
施設入所支援事業所
医療機関
家族会
訪問看護事業所
障害者就業・生活支援センター
障がい福祉主管課